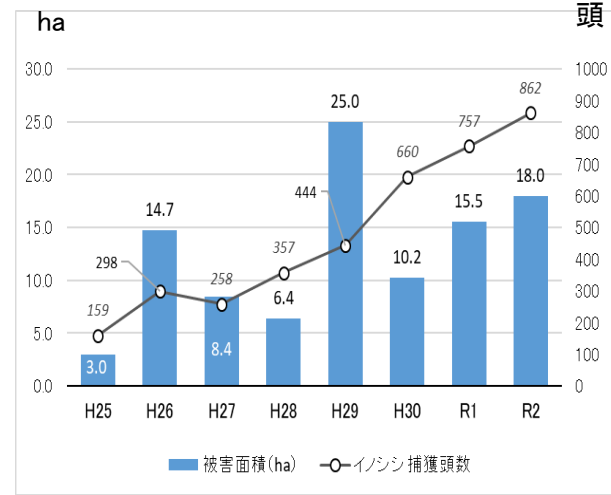


## 担い手確保による有害鳥獣捕獲の更なる強化

イノシシを中心とした農作物被害は、拡大傾向にあり、また、令和2年度における捕獲頭数は862頭と過去最高を記録するなど、更なる被害防止対策の強化が求められています。

さまざまな対策のうち、有害鳥獣の捕獲については、市内の猟友会の皆さんに依頼し、大きな成果を上げていただいています。しかし一方で、会員の高齢化の進行に加え、近年の新規会員は少なく、猟友会の弱体化が懸念されていることから、新たな担い手の確保・育成をあわせて行い、猟友会の体制を維持・強化することで、当市の捕獲対策を将来にわたって安定的に維持させていきます。



## 狩猟免許を取得して、猟友会に入会し、 市民と農業を守る有害鳥獣捕獲にご協力ください!

### まず、ここが知りたい① 「猟友会ってなに？」

猟友会は、正式には「大日本猟友会」といい、歴史と伝統のある狩猟団体です。主な活動は、狩猟事故の防止、マナー向上や関係法令改正の要請、狩猟の担い手の育成、野生鳥獣の保護管理などの事業を行うとともに、狩猟事故共済保険事業や各種情報発信、物品販売などの実施を通じ、構成員（会員）の方々の利便や福祉につなげています。

また、都道府県ごとに猟友会が設置されていて、狩猟免許を持っている方なら誰でも入会することができます。入会すると、各種手続きの代行や先輩猟師から狩猟の手法やポイントなどを学べるなどのメリットがあるため、ハンター（銃猟免許者）の約8割の方が猟友会に入会しています。詳しくは、「大日本猟友会」ホームページをご覧ください。（<http://j-hunters.com/>）

### まず、ここが知りたい② 「猟友会の入会方法は？」

市内には6つの支部があり、希望者は居住地や活動場所などから入会する支部を選ぶことができます。なお、令和3年4月1日現在の市内6支部の会員数は260人となっています。猟友会に入会する場合、どこに連絡すればよいのか分からない、活動内容を知りたいなど、不明な点がありましたら、上越市農村振興課までお問合せください。各支部の事務局を紹介します。



### 新入会員の声

「普段できないことをやってみたい、イノシシの体内は熱いらしく、解体時に触ってみたい」というのが動機でした。仕事で猟にいけないことも多いですが、歳を取ったら絶対猟に行きたいので、猟友会での人のつながりを大切にしたいです。みなさん、よく教えてくれるし、大自然の中での猟はとても楽しいです。（入会6年目 女性）

### ベテラン会員の声

免許をとったら、どんどん獲れる訳ではありません。知識・経験・工夫が必要ですが、一人では難しいと思います。猟友会に入っただき、私たちと猟をしながら、知識・経験を蓄えてください。どんどん教えますよ。（支部事務局 男性）

## 支援制度の内容

※いずれも猟友会に入会することが要件となります。

### 支援 1

#### 捕獲した獣種・頭数によって支援が受けられます ～令和4年度からイノシシの単価を増額～

捕獲を担う猟友会会員が行う、イノシシ等の捕獲活動に対して支援を行っています。捕獲頭数と下記単価により算出した支援費を、猟友会各支部を通じてお支払いしています。

#### 【捕獲活動支援費単価表】

| 獣種        | 1頭当たり支払単価                           | 獣種                          | 1頭当たり支払単価 |
|-----------|-------------------------------------|-----------------------------|-----------|
| イノシシ（成獣）  | （現行）12,000円<br>→（改定） <b>15,000円</b> | タヌキ・ハクビシン・アナグマ・テン・キツネ・アライグマ | 2,000円    |
| イノシシ（幼獣）  | （現行）5,000円<br>→（改定） <b>6,000円</b>   |                             |           |
| ニホンジカ（成獣） | 12,000円                             | カラス                         | 500円      |
| ニホンジカ（幼獣） | 5,000円                              | アオサギ                        | 200円      |

注) 猟友会各支部によっては、支払額から経費等が差し引かれる場合があります。

### 支援 2

#### 第1種銃猟免許・猟銃の所持許可取得を支援します

第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に、取得経費の一部を支援しています。

**支援の対象者** 支援の対象者は、次の必須条件をすべて満たす人で、かつ、選択条件のいずれかを満たす人です。

- 必須条件**
- ①本市に住所を有する人
  - ②市税を完納している人
  - ③猟銃の所持許可証の交付の翌年度から3年以内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力することを確約する人

- 選択条件**
- ①第1種銃猟免許及び猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人
  - ②既に第1種銃猟免許を所有している人で、猟銃の所持許可を当年度内に新たに取得する人
  - ③既に猟銃の所持許可を所有している人で、第1種銃猟免許を当年度内に新たに取得する人

**補助対象経費** **54,000円を上限**として、次の経費を支援します。（ただし、予算の範囲内となります。）

| 対象者                      | 補助対象経費   |
|--------------------------|--|
| 新たに第1種銃猟免許・猟銃の所持許可を取得する人 | ・ 狩猟免許試験時の健康診断料<br>・ 銃の射撃教習受講料<br>・ 銃の所持許可申請時の健康診断料<br>・ ハンター保険料 |
| 新たに猟銃の所持許可を取得する人         | ・ 銃の射撃教習受講料<br>・ 銃の所持許可申請時の健康診断料<br>・ ハンター保険料                    |
| 新たに第1種銃猟免許を取得する人         | ・ 狩猟免許試験時の健康診断料<br>・ ハンター保険料                                     |

### 申請方法

- ① 農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の予約書類（支援申請予約書、市税納入状況照会の同意書）に必要事項を記入してください。
- ② 試験日の前日までに予約書類を上越市農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。
- ③ 第1種銃猟免許、猟銃の所持許可を取得し、当年度内に申請書類や領収証の写しを農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。

## 支援 3

### わな猟・網猟・第2種銃猟免許の取得を支援します

狩猟免許（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）を新たに取得し、本市の有害鳥獣捕獲にご協力いただける方に狩猟免許試験の受験料の一部を支援します。

**支援の対象者** 支援の対象者は、次の条件をすべて満たす人です。

- ① 本市に住所を有する人
- ② 当年度内に新潟県が実施する狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）に合格する人
- ③ 狩猟免許取得後、当年度内に、本市にある一般社団法人新潟県猟友会の支部に属し、本市の有害鳥獣捕獲等に協力する人

**補助対象経費** **10,000円を上限**として、狩猟免許試験（わな猟・網猟・第2種銃猟免許）の受験手数料の一部を支援します。（ただし、予算の範囲内となります。）

| 対象者                             | 狩猟免許手数料  | 協議会補助金額  | 自己負担金額 |
|---------------------------------|----------|----------|--------|
| 新たに狩猟免許の 1 種類を取得する人             | 5,200 円  | 5,000 円  | 200 円  |
| 新たに狩猟免許の 2 種類を取得する人             | 10,400 円 | 10,000 円 | 400 円  |
| 既に所有している狩猟免許とは別の狩猟免許を 1 種類取得する人 | 3,900 円  | 3,000 円  | 900 円  |

### 申請方法

- ① 農村振興課、各総合事務所（農政担当窓口）または市ホームページ上の申請書類（補助金交付申請書、狩猟免許取得計画書、収支予算書）必要事項を記入してください。
- ② 試験日の前日までに申請書類を農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。
- ③ 狩猟免許試験に合格し、猟友会に入会後、当年度内に実績報告書類を農村振興課または各総合事務所（農政担当窓口）へ提出してください。



## 支援 4

### 「罾猟」のノウハウを学ぶ技術講習会を開催します

猟友会に入会間もない、経験が浅い方を対象に、猟友会のベテランハンターから、罾を設置するポイント・エサの選び方や置き方など、動物との知恵比べに勝つテクニックを学ぶための技術講習会の開催を計画しています。

■開催時期 10月中旬～11月上旬（予定）

■対象 猟友会入会后5年程度の方

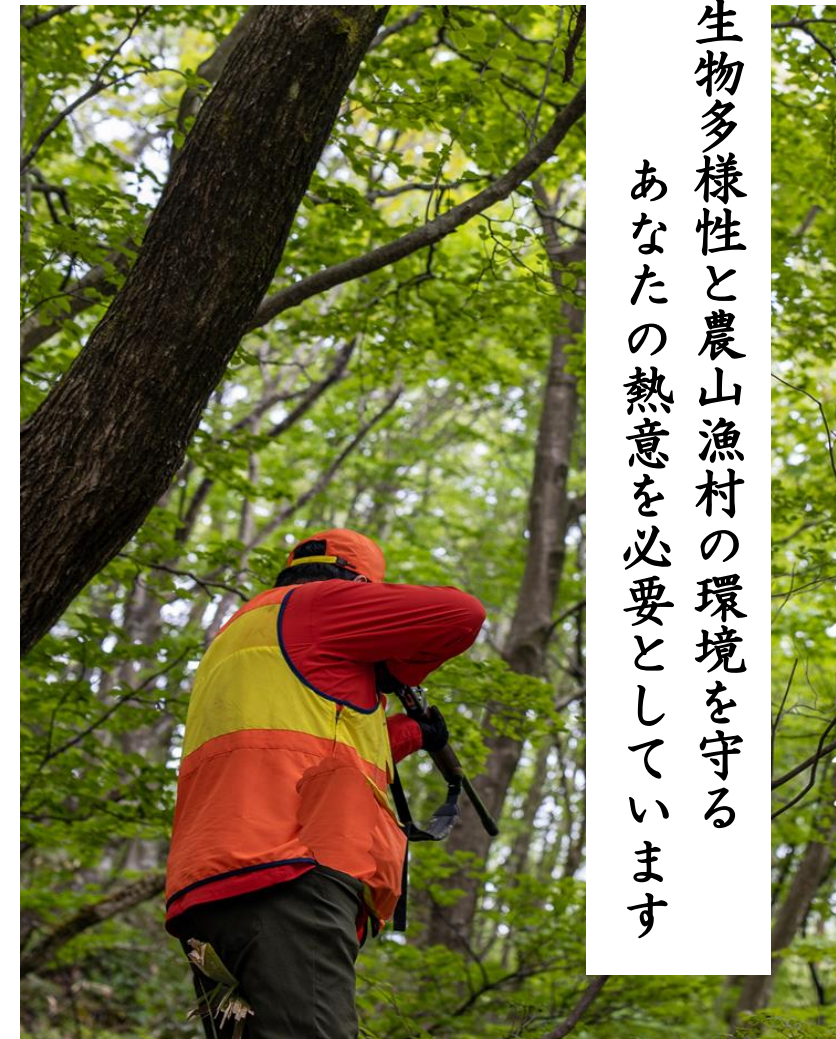
※ 詳細については、猟友会各支部を通じてお知らせします。

#### ■お問合せ先

|              |  |
|--------------|--|
| 支援内容に関すること   | } 上越市農林水産部農村振興課（TEL025-520-5755）および各総合事務所<br>猟友会に関すること |
| 狩猟免許試験に関すること |  |
|              | 上越地域振興局健康福祉環境部環境センター環境課（TEL025-524-4237）               |

# 鳥獣捕獲の担い手を募集！

～免許等の取得や技術向上に向けた支援制度のお知らせ～



生物多様性と農山漁村の環境を守る  
あなたの熱意を必要としています

近年、イノシシを中心とした野生鳥獣は、生息数・生息範囲・生息種ともに拡大傾向にあり、これにより、当市の主産業である農業に甚大な被害を与えるとともに、市民への直接的な被害も懸念されています。

このため、上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会では、他の取組とともに、有害鳥獣捕獲を強力に推進していますが、その有害鳥獣捕獲を担う（一社）新潟県猟友会市内6支部の今後の世代交代や、更なる体制強化に向けて、熱意ある新たな人材を募集していますので、是非ともお力をお貸しください。

令和4年4月

上越市・上越市鳥獣被害防止対策協議会